

高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録制度要綱

制定 平成29年4月 1日

改正 平成29年9月19日

(目的)

第1条 この要綱は、既存の住宅及び建築物の耐震改修の促進を図るため、住宅及び建築物の耐震化促進事業に関する技術的な支援業務を実施する団体を登録するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「高知県住宅・建築物耐震改修支援機関」(以下、「支援機関」という。)とは、この要綱に基づき県に登録された既存の住宅及び建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に係る技術的な支援を行うことを目的とする一般社団法人、公益社団法人、又はその他営利を目的としない法人(ただし、高知県に拠点を置く法人に限る。)であって、次条に規定する業務(以下、「支援業務」という。)を行うため、この要綱に基づき登録された法人をいう。
- (2) 「住宅・建築物耐震化促進事業」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第2条第4号、第5号、第21号及び第28号に規定する事業
 - ロ 高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第2条第3号に規定する建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修工事に係る事業

(支援機関の業務)

第3条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 住宅及び建築物の耐震化の促進に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- (2) 住宅・建築物耐震化促進事業に携わる事業者に対する技術的な支援を行うこと。
- (3) 住宅・建築物耐震化促進事業を実施する市町村に対する技術的な支援を行うこと。

(登録の申請)

第4条 支援機関として登録を受けようとする者は、別記第1号様式による登録申請書(以下「登録申請書」という)を知事に提出しなければならない。

(登録の基準)

第5条 知事は、前条の規定に基づき登録の申請があった者が、次の各号に掲げる基準に適合すると認められるときは、支援機関として登録することができる。

- (1) 支援業務の内容、実施の方法その他支援業務の実施に必要な事項について定めた計画(次号において、「支援業務実施計画」という。)が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 支援業務実施計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないもので

あること。

(4) 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(登録の決定)

第6条 知事は、登録を決定したときは、高知県住宅・建築物耐震改修支援機関登録証を発行するものとする。

(登録の変更)

第7条 支援機関は、登録申請書の内容について変更があったときは、その旨を遅滞なく別記第2号様式にて知事に報告しなければならない。

(支援機関の公表)

第8条 知事は、支援機関の名称及び所在地、又は支援業務を行う事務所の所在地を記載した帳簿を作成し、市町村に送付するとともに、県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、第6条の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき。
- (2) 支援機関又はその役員が、支援業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。
- (3) 不正な手段により登録を受けたとき。

(報告等)

第10条 知事は、支援機関に対して支援業務の適正な執行を図るため、報告又は資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告及び助言をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援機関に関しての必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月19日から施行する。